



## 健康

### 胃がん検診(集団)

日9月20日(金)・21日(土)、24日(火)・25日(水) 午前8時30分～10時30分

場保健センター

対市内在住の30歳以上の人

※過去に盲腸や帝王切開を含む開腹手術を受けた人は対象外

定各日80人

内バリウムによるレントゲン検査

※詳細は「令和6年度保健センター行事日程表」又は市HPをご確認ください。

費900円 ※70歳以上、生活保護受給者証持参の人は無料

申・問8月1日(木)から直接又は電話で健康推進課へ。

☎24-3921

☎22-7435



市HP

### 往診医の紹介・退院支援の相談窓口

「できることなら、住み慣れた自宅ですらでも暮らしていきたい」という思いは、多くの人の願いではないでしょうか。

看護師資格のある職員が医療に関する相談を受け、関係機関と連携し、往診医の紹介や退院後の在宅生活を送るための支援を行っています。

ぜひ、お気軽にご相談ください。

日平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

場比企医師会在宅医療連携拠点(保健センター2階)

対比企地区内在住・在勤の人(医療・介護関係者含む)

申・問電話で比企医師会在宅医療連携拠点へ。

☎81-5563



市HP



## 高齢者・福祉

### 令和6年度いきいきパス・ポイント対象事業

対象事業に参加して会場の受付又は担当課窓口で「いきいきパス・ポイントカード」を掲示するとポイントが付与され、貯めたポイントを地域通貨「ぼたん圓」と交換できます。

対市内在住の65歳以上の人

ポイント付与期間

令和7年2月28日(金)まで

ぼたん圓交換申込期間

令和7年3月17日(月)まで

※申込みは年度内1回に限ります。

今月号掲載の対象事業	ページ
第47回日本スリーデーマーチ	7
ボールペン字教室	13
社会教育講座	13
東松山市×カーブスジャパン共催「からだ健康チェック」	17
若者健診・がん検診等	18
かんたん料理教室	20
第2回スマイルウォーキング	22
みんなきらめけ!!ハッピー体操	22
いきいき生活教室	22
こちらウォーキングセンターです	23
月例市民ウォーキング	23

問高齢介護課

☎21-1406

☎22-7731



市HP

### 配食サービス

食生活の改善と健康増進を図るため、栄養バランスに配慮した食事をお届けします。また、お届け時に安否確認をします。

対市内在住の身体的又は精神的な事情により調理等に支障のある人で、65歳以上のひとり暮らしの人や高齢者世帯の人など

費昼食を1食あたり400円(普通食) ※治療食やおかずだけでも可。ただし、料金は異なります。

申・問高齢介護課

☎21-1406☎22-7731

### かんたん料理教室

日9月26日、10月24日、11月21日(木) 午前10時～正午

場唐子市民活動センター

対市内在住の65歳以上の人

定20人(申込順)

内身近な食材を使った調理実習により、高齢期の栄養のとり方を学ぶ。

費各回400円(食材費等)

申・問9月19日(木)までに直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

☎22-5561

☎25-3305



市HP

### シラコバト基金(シラコバト長寿社会福祉基金)への寄附のお願い

シラコバト基金は、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、県が設置している基金です。

県はシラコバト基金への寄附金をNPO法人等が行う地域福祉活動への支援、ボランティア活動への支援、障害のある人の生活をサポートする事業への支援に役立てています。シラコバト基金への寄附にご協力をお願いします。

問県福祉政策課

☎048-830-3223

☎048-830-4801



県HP

### 寝具類の洗濯及び乾燥サービス

寝具類(布団、枕、毛布、マットレス)の洗濯(年2回)、乾燥(月2回)を行います。

対市内在住で、次のいずれかに該当する人

・要介護度2以上の認定を受け、寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある人

・寝具類の洗濯等が困難な65歳以上のひとり暮らしの人又は高齢者世帯の人

申・問高齢介護課

☎21-1406

☎22-7731



市HP

### 紙おむつ給付事業

月に1度、市が委託した業者が利用者の選択した紙おむつをお届けします。

対次の全てに該当する人

・本市介護保険の被保険者で在宅介護の人(入院中・介護老人保健施設等入所中の人は除く)

・要介護度が要介護1から要介護5までに該当すると認定された人

・ケアマネジャー等の意見により、常時紙おむつの必要性のある人

・介護保険給付の制限のない人

給付限度額(市が負担する限度額) 介護保険の負担割合証に記載された割合に応じた給付限度額があります。給付限度額を超えた分は、全額自己負担となります。

※自己負担を1割とする移行措置は7月配付分で終了します。7月中に郵送される介護保険負担割合証の自己負担割合に応じた自己負担金を8月配付分から請負業者が徴収します。

問高齢介護課

☎21-1406☎22-7731

## 包括便り STOP!高齢者虐待 ~みんなで支える、みんなで守る~

高齢者虐待は、高齢者自身の介護状態の悪化や介護疲れ、取り巻く環境、人間関係など様々な要因が重なって生じます。高齢者や家族の中には「世間体があるから」等の理由で、声を出せずにひとりで抱え込んでしまう人も少なくありません。高齢者や家族を孤立させないためにも、地域の人のさりげない見守りや気付きが必要で、それが高齢者虐待の予防につながります。

地域の皆さんが「今日からできる簡単な取組」をご紹介します。

#### あいさつをかわす

ご近所に高齢者や介護をしている家族がいたらあいさつや声掛けを行い、地域から孤立させないようにしましょう。

#### さりげない見守り

高齢者や介護をしている家族のまわりに変わった様子がないか、日頃からさりげなく見守りましょう。

虐待が疑われる又は異変を感じたときには地域包括支援センターまでご連絡ください。各地域には担当の地域包括支援センターがあります。詳細は市HPをご確認ください。守秘義務により、誰が連絡・相談したかが周囲に漏れることはありません。本人だけでなく、家族からの相談も可能です。

問高齢介護課☎22-7733☎22-7731



市HP

### 特別障害者・障害児福祉手当の現況届

特別障害者・障害児福祉手当受給者(支給停止者を含む)は、現況届の提出が必要です。現況届は、毎年8月分以降の手当を支給できるか決定するためのものです。対象となる受給者に関係書類を送付します。現況届の提出がないまま2年が経過すると、時効で特別障害者・障害児福祉手当の受給資格が消滅しますので、ご注意ください。

持・現況届

・令和5年1月～令和5年12月の年金受給額が分かるもの又はマイナンバーが確認できる書類

・所得証明書(令和6年1月2日以降に東松山市に転入した人)又はマイナンバーが確認できる書類

申・問8月9日(金)～9月11日(水)に、直接又は郵送(FAX不可)で〒355-8601松葉町1-1-58障害者福祉課へ。

☎21-1452

☎24-6066



市HP

### 特別児童扶養手当の所得状況届

特別児童扶養手当受給者(支給停止者を含む)は、所得状況届の提出が必要です。所得状況届は、毎年8月分以降の手当を支給できるか決定するためのものです。対象となる受給者に関係書類を送付します。所得状況届の提出がないまま2年が経過すると、時効で特別児童扶養手当の受給資格が消滅しますので、ご注意ください。

持・所得状況届

・課税情報等の内容確認同意書

・特別児童扶養手当証書(受給中の人)

・監護申立書(対象児童と別居している人)

・所得証明書(令和6年1月2日以降に東松山市に転入した人)又はマイナンバーが確認できる書類

申・問8月9日(金)～30日(金)に、直接又は郵送(FAX不可)で〒355-8601松葉町1-1-58障害者福祉課へ。

☎21-1452

☎24-6066



市HP

### ねたきり老人等手当

支給額 月額5,000円

対市内在住の65歳以上で、次の全てに該当する人

・食事、入浴、排せつなどの介護が常時必要で、寝たきり又は重度の認知症状態が6か月以上継続している人

・病院・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に入院・入所していない人

・市民税非課税世帯に属する人

・介護保険法の要介護認定を受けてサービスを利用している人

申・問高齢介護課

☎21-1406☎22-7731